

鳥取県告示第745号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町西三丁目106（次の図に示す部分に限る。）、166
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）